

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	宜野湾市教育委員会 宜野湾市就学援助規則による就学援助費(規則第3条第7号の医療費は除く。)の援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市教育委員会は、宜野湾市就学援助規則による就学援助費(規則第3条第7号の医療費は除く。)の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県宜野湾市教育委員会

## 公表日

令和5年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	宜野湾市就学援助規則による就学援助費(規則第3条第7号の医療費は除く。)の援助に関する事務
②事務の概要	学校教育法第19条及び宜野湾市就学援助規則第1条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する就学援助費(規則第3条第7号の医療費は除く。)に係る事務を行う。就学援助の認定業務を行う。
③システムの名称	1. 学務支援システム 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助費(規則第3条第7号の医療費は除く。)援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年宜野湾市条例第32号)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年宜野湾市条例第32号)第4条第1項 別表第1
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市教育委員会 指導部 学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2203 沖縄県宜野湾市字野嵩730番地 宜野湾市教育委員会 指導部 学務課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	学務課長 桃原 忍子	学務課長 伊佐 英明	事後	
平成30年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年7月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年7月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年7月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成30年7月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	(空欄)	番号法第19条第8号	事後	
平成30年7月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学務課長 伊佐 英明	学務課長	事後	様式変更のため
平成31年3月12日	IV リスク対策	なし	新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和1年6月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年宜野湾市条例第32号)第4条第1項	番号法第9条第2項 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年宜野湾市条例第32号)第4条第1項	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	就学援助事務(支給計画)Excel	就学援助事務(支給計画)Excel、中間サーバー	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	【情報提供の根拠】 なし。 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年宜野湾市条例第32号)第4条第1項 別表第1	事後	
令和4年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の事務	番号法第19条第9号 別表第二の事務	事後	
令和4年7月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	就学援助事務(支給計画)Excel、中間サーバー	1. 学務支援システム 2. 中間サーバー	事後	
令和4年7月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	